

児童手当・特例給付  
受給事由消滅届

(あて先) 松戸市長

<b>受付証</b>	受付印	不足書類	
		辞令の写し	
		通帳の写し	
		別監・その他( )	
	差止め月	R 年 月 ~	

この前月までに、受給者と対象児童が住民登録上別居となっている場合には、「別居監護申立書」もご提出ください。

下記のとおり受給すべき事由が消滅しましたので届け出ます。

提出年月日	R 年 月 日	※ <b>手順完了後、受給者宛てに通知文を発送します</b>		説明
受給者氏名	宛名番号	住所	〒	
	フリガナ		_____	
生年月日	S H 年 月 日		TEL _____	

消滅の理由が発生した年月日 (原則 住民票・戸籍等の異動日)	R 年 月 日 (消滅日によっては、返還金が発生する場合があります)
-----------------------------------	---------------------------------------

受給が消滅した理由 (該当箇所には☑を入れてください)	1. <b>＜養育者が変更となる場合＞</b> 右の児童について、次の事実が生じた ※ <b>住民票上別居(世帯分離を含む)</b> であることが必要	対象児童の氏名
	<input type="checkbox"/> (ア) 監護(養育)しなくなった <input type="checkbox"/> (イ) 生計を同じくしなくなった <input type="checkbox"/> (ウ) 生計を維持しなくなった <input type="checkbox"/> (エ) 児童のみ日本国内からいなくなった(留学等を除く) <input type="checkbox"/> (オ) 里親等への委託または児童福祉施設等への入所 <input type="checkbox"/> (カ) 児童が他市へ転出することによって監護(養育)しなくなった <input type="checkbox"/> (キ) その他( )	

※受給者は自動的に切り替わらないため、次の養育者にて申請が必要です。

- 2.  **＜国外転出＞**  
( 受給者のみ・ 世帯全員)が日本国内に住所を有しなくなった  
※世帯全員海外転出→消滅通知の送付( 必要・ 不要)
- 3.  **＜市外転出＞**  
受給者のみが他の市区町村に転出した ※**世帯全員の場合、届出不要**です。
- 4.  **＜公務員採用＞**受給者が公務員になった(辞令の写しの添付が必要になります)  
勤務先名及び部署名: \_\_\_\_\_  
代表番号(勤務先): \_\_\_\_\_
- 5.  **＜生計中心者の変更＞**受給者変更  
(新受給者が、所得・世帯主・児童の保険の扶養のいずれかの要件を満たす必要があります。)
- 6.  未成年後見人でなくなった
- 7.  父母指定者でなくなった
- 8.  その他( )

原則、上記「消滅の理由が発生した年月日」の属する月分までの未支払い分を登録済みの口座へ支給します。口座を変更される場合(名義変更含む)には、「振込先金融機関変更届出」が必要となります。

----- ここから下は記入しないでください -----

処理区分	一般 職権	該当支給月	支給額	認定番号	現況届	<input type="checkbox"/> 更新済み
決定年月日	R 年 月 日	まで	,000円			<input type="checkbox"/> 未更新
新規認定申請日	受給者宛名番号				新受給者支給月	<input type="checkbox"/> 不要
						年 月~

### <消滅による注意点>

1. 受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様。）の受給事由が消滅した場合には、この届出は必要ありません。（省略できます）  
なお、1の（キ）又は8を選んだ場合、（ ）内にその理由を具体的に記入してください。
2. 全ての児童が15歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当等の受給事由が消滅した場合は、この届出は必要ありません。
3. 1の（オ）は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2ヶ月以内（一時的）の期間を定めて行なわれたもので、ある一定の要件に該当する場合は、この届出は必要ありません。
4. 受給者が公務員となった場合は、その事実がわかる書類（辞令の写し等）を添付し、勤務先名及び連絡先もご記入ください。
5. 受給者本人による記入となります。（自 署）

児童手当・特例給付  
受給事由消滅届

受付証	受付印	不足書類	
		辞令の写し	
		通帳の写し	
		別監・その他( )	
	差止め月	R 年 月 ~	

この前月までに、受給者と対象児童が住民登録上別居となっている場合には、「別居監護申立書」もご提出ください。

(あて先) 松戸市長

下記のとおり受給すべき事由が消滅しましたので届け出ます。

提出年月日	R 年 月 日	※手順完了後、受給者宛てに通知文を発送します		説明
受給者氏名	宛名番号	住所	〒	271-8588
	フリガナ		マツド タロウ	
	松戸 太郎 (自署)			松戸市根本387-5
生年月日	S H 63 年 12 月 31 日		TEL	090-0000-0000

消滅の理由が発生した年月日 (原則 住民票・戸籍等の異動日) R 〇 年 〇 月 〇〇 日  
(消滅日によっては、返還金が発生する場合があります)

受給が消滅した理由 (該当箇所に入れてください)

- <養育者が変更となる場合>** 右の児童について、次の事実が生じた  
 ※住民票上別居(世帯分離を含む)であることが必要  
 (ア) 監護(養育)しなくなった  
 (イ) 生計を同じくしなくなった  
 (ウ) 生計を維持しなくなった  
 (エ) 児童のみ日本国内からいなくなった(留学等を除く)  
 (オ) 里親等への委託または児童福祉施設へ入所した  
 (カ) 児童が他市へ転出することによる  
 (キ) その他( )
- <国外転出>**  
 受給者のみ・ 世帯全員が日本国内に住所を有しなくなった  
 ※世帯全員国外転出→消滅通知の送付(  必要・ 不要)
- <市外転出>**  
 受給者のみが他の市区町村に転出した ※世帯全員の場合、届出不要です。
- <公務員採用>** 受給者が公務員になった(辞令の写しの添付が必要になります)  
 勤務先名及び部署名: \_\_\_\_\_  
 代表番号(勤務先): \_\_\_\_\_
- <生計中心者の変更>** 受給者(新受給者が、所得・世帯主・児童)
- 未成年後見人でなくなった
- 父母指定者でなくなった
- その他( )

対象児童の氏名

松戸 一郎

世帯全員国外転出の場合  
・消滅通知の送付について、  
必要⇒送付してほしい  
不要⇒送付しなくてよい

世帯全員で同じ住所地へ市外転出する場合、  
児童手当の届出は不要です。

特別な理由がない限り、「その他」に記入とはなりません。

原則、上記「消滅の理由が発生した年月日」の属する月分までの未支払い分を登録済みの口座へ支給します。口座を変更される場合(名義変更含む)には、「振込先金融機関変更届出」が必要となります。

ここから下は記入しないでください

処理区分	一般 職権	該当支給月	支給額	認定番号	現況届	<input type="checkbox"/> 更新済み
決定年月日	R 年 月 日	まで	,000円			<input type="checkbox"/> 未更新
新規認定申請日	受給者宛名番号					<input type="checkbox"/> 不要
				新受給者支給月		年 月~